

営業譲渡に関する基本合意書

株式会社八千代銀行（以下「甲」という）及び株式会社国民銀行（以下「乙」という）は、乙から甲への営業譲渡（以下「本件営業譲渡」という）に関し、以下のとおり基本合意する。

第1条（営業譲渡）

- 1 甲乙は、平成12年2月末までを目処に、本件営業譲渡に関する契約（以下「本契約」という）を締結することに合意した。
- 2 営業譲渡日については、甲乙協議の上決定する。

第2条（譲受条件）

本契約を締結する場合において、甲が乙から譲り受ける与信資産（以下「与信資産」という）及びその評価額、再雇用する人員、引継店舗については、別紙に定める条件をそれぞれ下回らないものとする。但し、本合意書で別途定める場合を除く。

第3条（与信資産以外の資産の引受）

乙の資産のうち、甲が譲り受ける与信資産以外の資産については、甲乙が別途定める日までに、甲乙協議の上対象を決定する。その譲渡価格は、時価により定める。

第4条（負債及び付随業務の引受）

- 1 甲は乙の営業譲渡日時点における預金（雑益処理済の睡眠預金を含む）と営業上発生している負債及び付随業務を全て引継ぐ。
- 2 訴訟案件の引継ぎについては、別途協議する。

第5条（後発事象等の調整）

- 1 乙は、第2条に定めた譲受条件の評価基準日である平成11年9月30日から営業譲渡日までの間（以下「調整期間」という）に、本件営業譲渡の対象に含まれる与信資産につき以下の事情が生じた場合に限り、甲の要

請に基づき、当該与信資産に対する引当金額を調整し、又は当該与信資産を譲渡対象資産・負債から除外することができる。

- ① 乙が行った当該与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約・手形貸付契約）の不備及びその他担保評価に重大な影響を与える権利関係の事実が判明する等、当該契約に基づく与信資産の評価額に重大な影響を与える場合
 - ② 当該与信資産の債務者または保証人から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など当該与信資産の評価額に影響を与える裁判上又は裁判外の申立がなされた場合
 - ③ 甲が乙に提示した平成11年9月30日評価基準日時点の譲渡対象与信資産で、乙の区分で「正常先」又は「要注意先」に分類された債務者が、調整期間中に、破産・特別清算・和議（民事再生法施行後は同法による）・会社整理若しくは会社更生の申立を受け又は自ら申し立てた場合又は解散した場合
 - ④ 甲が乙に提示した平成11年9月30日評価基準日時点の譲渡対象与信資産で、乙の区分で「正常先」又は「要注意先」に分類された債務者が、手形小切手の不渡りによる取引停止処分を受けた場合
- 2 乙は、調整期間中に、当該与信資産に関連して新たに乙の現若しくは旧役職員又は第三者に対する損害賠償請求が可能と考えられる場合は、当該与信資産を乙の選択により、本件営業譲渡の対象から除外することができる。
- 3 乙は、調整期間中、弁済等により当該与信資産の金額が変更された場合、その変更を考慮し、引当金額を調整するものとする。

第6条（資金援助）

- 1 甲は、乙の営業を譲り受ける前提として、本合意書及び預金保険法その

他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。

2 前項の資金援助の申込に際し、以下の費用は第2条の譲受条件の評価額算定に際し加味しているため、別途資金援助申込対象としない。

- ① 債権移転費用（抵当権移転費用、印紙税等）
- ② 不動産等移転費用（登録免許税、司法書士報酬等）
- ③ 預金移管費用（顧客通知費用、証書添付印紙代等）
- ④ 制服費用
- ⑤ 看板取替費用
- ⑥ システム開発費用
- ⑦ その他上記に係らず、営業譲受けに係る費用

第7条（調査）

- 1 乙は、本合意書締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前2項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

第8条（費用負担）

本合意書に定める事項を実施するために各当事者が要した費用は、各々が負担する。但し、第6条及び第7条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第9条（補償）

甲と乙は、本合意書に定める以外に、本件営業譲渡により甲に生じた一切の損失を乙が補償するものではないことを確認し、本契約に盛り込まれる乙の表明及び保証の内容は、本合意書記載の事項に限定されることを確認する。

第10条（守秘義務）

甲は乙から提供される一切の情報及び本件営業譲渡検討の事実については、平成11年6月8日付守秘義務協定書に基づき対応する。

第11条（規定外事項の協議）

本合意書の内容について追加・削除等の変更の必要が生じた場合、又は本合意書に定めのない事項若しくは本合意書の解釈に関して疑義が生じた場合については、本合意書の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議の上決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成12年1月 日

甲

乙

営業譲渡に関する基本合意書記載第2条の別紙

譲受ける与信資産の帳簿価額…乙の金融整理管財人が善意かつ健全と

認めた債務者への与信資産の全額（平成11年9月末現在残高206,785百万円）

上記譲受与信資産に対する評価額 …169,157百万円

乙の従業員のうち甲が再雇用する人員 …300人程度（詳細については、営業譲渡契約までに検討）

引継店舗 …22店程度（その他、5店舗程度を甲の支店に統合）